

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

# フランス共和国

食品行政機構及び関連法令

1. 農業・食品省 (MINISTÈRE DE L'AGRICULTURE ET DE L'ALIMENTATION: MINISTRY OF AGRICULTURE AND FOOD) :	1
2. 経済・財務省 (MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE ET DES FINANCES: MINISTRY OF ECONOMY AND FINANCE) .....	2
3. 国立食品・環境・労働衛生安全庁 (AGENCE NATIONALE DE SÉCURITÉ SANITAIRE DE L'ALIMENTATION, DE L'ENVIRONNEMENT ET DU TRAVAIL : NATIONAL AGENCY FOR FOOD, ENVIRONMENT AND OCCUPATIONAL HEALTH SAFETY: ANSES) .....	2
4. フランスの食品衛生関係法令等.....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

## 1. 農業・食品省 (Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation: Ministry of Agriculture and Food) :

フランス農業・食品省は、2020年7月6日から、正式なタイトル「農業・食品省」となっており、農業、漁業、食品、林業政策を担当する行政機関であり、同時に、これらの分野での教育や研究機能を組織している。

フランス農業・食品省は、以下の分野でその使命を果たしており、農業・食品大臣は、欧州連合(EU)の共通の農業政策の開発と実施に特に参加しており、同時に、農業は環境に近いため、フランスの国家的な持続可能な開発戦略に大きく関与している。

- 食品の安全性と品質
- 欧州連合内及び国際的なプロモーションと交流
- 農業訓練と農村部の雇用
- 農村部の開発と計画。
- 水の品質と維持管理
- 環境の保全と自然空間の管理
- 農業の社会的保護と農業労働の法制化

同省の中央管理局は、事務局と以下の4つの総局で構成されている。

- 食品総局(Direction générale de l'Alimentation: Directorate General for Food: **DGAL**)
- 企業経済・環境総局(Direction générale de la Performance économique et environnementale des entreprises: Directorate General of Economic and Environmental Performance of Companies: **DGPE**)
- 教育・研究総局(Direction générale de l'Enseignement et de la Recherche: Directorate General of Education and Research: **DGER**)
- 海事・水産・養殖省(Direction de la Pêche maritime et de l'Aquaculture: Department of Maritime Fisheries and Aquaculture: **DPMA**)

### ○ 食品総局(DGAL):

食品総局(DGAL)は、フランス農業・食品省の下にある総局の一つである。その専門分野は、植物の品質と保護、動物の健康と保護、食品の安全性、食品の供給と国境管理をカバーしており、以下の業務を行っている。

- 動物衛生及び植物防疫に関する調査研究管理
- 健康に関する緊急案件
- 行動と戦略の推進
- フードサービス
- 一次生産における健康管理
- 健康及び食品分野の管轄と国際サービス
- 国立食品審議会(National Food Council)事務局

食品総局(DGAL)は畜産、農業、と畜、加工、輸送、流通、レストラン、及び一般消費者それぞれの段階に関与しており、畜産現場から消費者(farm to fork)までの食品・飼料の安全性確保に取り組んでいる。EU加盟国及びEU域外への輸出もその所掌の範囲となる。

### ○ 企業経済・環境総局(DGPE)

企業経済・環境総局(DGPE)は、市場での競争がオープンで公正なものであることを保証し、消費者の日常生活を保護するために活動している。その活動の中心は、あらゆるサービスや消費財の安全、公正さ、品質(成分、添加物、認めら

れている加工方法、ラベル、販売など)の監視や検査であり、食品もその一部である。植物由来の食品を担当しており、農業・食品省の4つの局のうちの1つで、農業担当省の中で最も重要な以下の任務を担っている。

- 欧州連合の共通の農業政策の実施を監視
- 農業分野における持続可能な発展のための国家戦略の実施を監督
- 農業企業と国内及び国際経済との関係に関連する省の海外政策の監督

## 2. 経済・財務省 (Ministère de l'Économie et des Finances: Ministry of Economy and Finance)

2012年以來、経済・財務大臣は、経済、財政、消費及び不正防止に関する政府の政策を立案し、実施することを任務としており、又、同大臣は、社会的・連帯経済の促進及び発展を担当、予算及び租税に関する政府の政策を立案、実施する他、公会計全体及び公会計に関する長期的戦略について責任を負う。

### **○ 競争・消費・不正防止総局 (Direction Générale de la Concurrence de la Consommation et de la Répression des Fraudes: General Direction for Competition, Consumption and Frauds: DGCCRF)**

フランス経済・財務省の下にある、競争・消費・不正防止総局(DGCCRF)は、全ての食品の安全性に責任を負う規制機関であり、不純な食品、安全でない食品、不正表示された食品を対象としている。DGCCRF は又、製造・販売及び輸入レベルでのフランスの法律の施行にも責任を負っている。

- **競争市場の規制:** カルテルや支配的地位の濫用との戦い、合併のコントロール、サプライヤーと流通業者の間の公正な取引関係、公序良俗へのアクセスにおける公正な競争の行使、偽造品との戦いを担当。
- **経済的消費者保護:** 商品の表示、組成、名称の規則の遵守を保証し、偽装や欺瞞(虚偽の広告、虚偽の割引、弱点の濫用など)を管理し、広告価格の規則が正しく適用されているかどうかをチェック。
- **消費者の安全性:** 全てのレベル(生産、輸入、流通)と全ての活動分野(特に食品やスポーツやレジャー等のリスク分野)で製品を管理しており、危機や重大な危険が発生した場合には、警報システムにより、危険な製品の販売を禁止したり、製品の撤退を確実にしたり、専門家に製造上の修正を課したりする。

## 3. 国立食品・環境・労働衛生安全庁 (Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail : National Agency for Food, Environment and Occupational Health Safety: ANSES)

2010年に、フランス食品衛生安全庁(AFSSA)と環境労働衛生安全庁(AFFSSET)が合併して、発足した。健康・農業・環境・労働・消費者問題省の傘下で、健康、安全問題を担当する各機関(農務省、保健省、消費省、環境省、労働省等)をサポートするため、食品、環境、及び職場のリスク評価を行う。

リスクの特定(評価)により動植物及び人間への暴露リスクを減らすことを目的としており、食品についてのリスクを把握するため、微生物ハザード(細菌、寄生虫、ウイルス、毒素等)及び化学的ハザード(汚染物質等)のリスク分析を実施している。物理的ハザードは食品製造事業者において管理が可能なため、対象としていない。

## 4. フランスの食品衛生関係法令等

フランスはEU加盟国27か国の1つであり、農業と衛生に関する規則として、EU規則を適用している。EU規則の下、

自国の規則を策定することはできるが、あくまでも EU 規則に則ったものでなくてはならず、一加盟国が EU 規則よりも軽減した規則をつくることはできない。フランスでは、県レベルでの条例や規則はなく、EU 規則に基づいて国内法規制を行っている。

### (1) EU 規則(Regulation)と指令(Directive)

EU の食品法は、「規則(Regulation)」と「指令(Directive)」及びそれらを実施するための規則で構成される。指令(Directive)は達成すべき結果を規定しているが、各加盟国は指令を国内法に置き換える方法を自由に決められる(通常、採択後 2~3 年以内)。規則(Regulation)は置き換えを必要とせず、全体に拘束力があり、全ての加盟国で定められた日に自動的に発効する。

EU 法の改正は、個別の規則と指令として公表。統合された文章、即ち、基本的な法律措置とその後の改正をまとめた集約は、欧州委員会の Eurlex ウェブサイト(<https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>)にて入手可能である。EU 法は、EU-27 で使用されている 24 の公用語に翻訳され、翻訳され次第、官報に掲載される。このガイドで法律が照会されている場合は、以降全ての改正が適用されることを意味する。

<b>規則(Regulation)</b>	全ての加盟国を拘束し、直接適用性(採択されると加盟国内の批准手続を経ずに、そのまま国内法体系の一部となる)を有する。
<b>指令(Directive) (「命令」と呼称されるときもある)</b>	指令の中で命じられた結果についてのみ、加盟国を拘束し、それを達成するための手段と方法は加盟国に任される。指令の国内法制化は、既存の法律がない場合には、新たに国内法を制定、追加、修正することでなされる。  一方、加盟国の法の範囲内で、指令内容を達成できる場合には、措置をとる必要はない。加盟国の既存の法体系に適合した法制定が可能になる反面、規則に比べて履行確保が複雑・困難になる。
<b>決定(Decision)</b>	特定の加盟国、企業、個人を対象を限定し、限定された対象に対しては直接に効力を有する。
<b>勧告・意見 (Recommendation/Opinion)</b>	欧州連合理事会及び欧州議会が行う見解表明で、通常は欧州委員会が原案を提案するもので、①~③とは異なり法的拘束力を持たない。

出所: [https://europa.eu/european-union/law\\_en](https://europa.eu/european-union/law_en)

### (2) EU「食品衛生パッケージ」:

2002 年に欧州食品法(Regulation(EC)No 178/2002)が採択された。その第 1 章において、同法の目的は『国民への高度な健康保護を確実にする根拠を提供する』こととし、第 2 章においては、食品事業者に対して『食品事業者は製造、加工、配送等の全ての過程において、自社製品が食品法によって定められた要件を満たしていることを保証し、証明しなければならない。更に、原料の供給から配送までの全ての過程に対するトレーサビリティ』を求めている。

「欧州食品法」が成立し、同法の下で、細かく複雑化した食品安全に関する規定の整理・調和・単純化が図られ、2004 年 4 月 29 日、いわゆる「食品衛生パッケージ Food Hygiene Package」を採択し、2006 年 1 月 1 日の同パッケージの施行により、食品安全法令が抜本的に改正され、新しい EU 食品安全法制の体系が完成した。

現在の EU 食品安全法制の体系は、欧州食品法(規則 178/2002)の傘の下で、以下の 2 本の指令(Directive)及び 4 本の規則(Regulation)を核として「衛生パッケージ」が成立している。

- 動物起源食品に関して家畜衛生規制を強化する指令(指令 2002/99/EC)
- 「衛生パッケージ」の導入に伴い、従来の指令を廃止・改正する指令(指令 2004/41/EC)

- 全ての食品産業事業者に対して適用される一般食品衛生規則(規則 852/2004)
- 動物起源食品を取扱う食品産業事業者に対して適用される動物起源食品特別衛生規則(規則 853/2004)
- 動物起源食品を統制する所管官庁に対して適用される動物起源食品特別公的統制規則(規則 854/2004)
- 一般の食品(及び飼料)を統制する所管官庁に対して適用される公的統制規則(規則 882/2004)(規則 854/2004の補足)

### (3) HACCP 原則に基づく衛生管理:

全ての食品産業事業者(Food Business Operators: FBOs)に対して適用される食品衛生に関する規則(Regulation (EC) No 852/2004)の第 4 条では、食品事業者(FBO)は、その付属書 I と II に詳述された一般的な衛生要件を遵守することが求められ、これらの要件は、Regulation (EC) No 853/2004 で規定されている動物由来の食品に関する特定の衛生要件によって補完されている。これらの要求事項は、国際的な枠組み(例: WHO、FAO、コーデックス、ISO 等)における前提条件プログラム(Pre-requisite program: PRP、付録 1 の定義を参照)と呼ばれるものを表している。

Regulation (EC) No 852/2004 の第 5 条は、全ての食品事業者(FBO)に対し、恒久的な「HACCP に基づく手順」又は「HACCP の原則」を導入し、実施、維持することを要求している。HACCP の原則は、一般的に食品で発生する可能性のある危険を管理するための食品事業者にとって有用なツールであると考えられ、国際的にも認められている。

1993 年にコーデックス食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission: CAC)が「HACCP 方式の適用に関するガイドライン」(Guidelines for the Application of the Hazard Analysis Critical Control Point System)を採択し、コーデックスの行動規範に組み入れたことにより、HACCP は国際的に共通な食品衛生管理システムとして位置付けられた。

EU の食品衛生に関する規則(Regulation (EC) No 852/2004)では、同 HACCP 方式の 7 原則全ての内容をそのまま条文に盛り込んでおり(上記規則第 5 条 2 項)、コーデックス食品規格委員会(CAC)のガイドラインに沿った HACCP の完全な実施を意図している。

欧州食品法(Regulation (EC) No 178/2002)に定められた原則(リスク分析アプローチ、予防原則、透明性/コミュニケーション、食品事業者(FBO)の主な責任、及びトレーサビリティ)と合わせて、前述の 2 つの条文は、食品事業者(FBO)が遵守すべき欧州食品安全マネジメントシステム(Food Safety Management System: FSMS)の法的基盤となっている。

### (4) フランス当局による監視

行政としては、方法論の指導ではなく、結果としての達成を求める。そのため食品関係事業者に対し、予防措置を奨励し、GHP(Good Hygiene Practice: 一般衛生管理)及び HACCP を含めた衛生管理計画(Sanitary Control Plan ; SCP)を作成させている。SCP の中では、生物学的、物理的、化学的リスクを考慮しなければならない。事業者は施設において自主点検を行い、行政当局によりその結果の検証が行われる。

自社の SCP を作成する際に、既存の GHP や HACCP 導入に関するガイドラインを参照してもよいが、施設の実際の工程に則したものにしなければならない。

なお、動物を起源とした加工食品の製造・加工施設は EU レベルでの認可が必要となる。